

**水道関係（給配水施設事業）業務委託に係る
管工事業協同組合の選定基準について**

田 辺 市

（目的）

1. 上水道区域の給配水施設事業に係る業務は、市民に安全で安心な水道水を安定供給するための重要な業務であり、当該業務を適正に履行するためには、長年の経験に基づく高度な技術力及び組織力等が必要となるため、当該業務に関する委託の実績を有する既存の管工事業協同組合 2 組合への発注を基本としているところである。

そのため、ここに定める選定基準は、当該 2 組合をはじめ、新たに参入を希望する管工事業協同組合が、高度な技術力及び組織力等を有し、適正で効率的、効果的な業務の履行が可能な契約相手方となり得るかを選定することを目的に以下の選定基準を定める。

※「選定基準」に係る注釈

ここにいう「選定基準」とは、当該業務委託を適正に履行できる能力を有する管工事業協同組合を選定するための基準をいう。

（対象業務委託）

2. ・田辺市水道部発注の「給配水管等総合管理業務委託」、「量水器取替業務委託」及び「田辺市上水道事業検針業務委託」
・田辺市建設部発注の「夜間等市営住宅給排水管修繕等水回り修繕業務委託」

（選定基準）

3. 以下の 7 点の要件を全て満たしていることを管工事業協同組合選定基準とする。
 - （1）当該組合の組合員は、田辺市内に本店を置く事業者であるとともに、田辺市水道部の指定給水装置工事事業者としての登録があり、給水工事等の施工実績があること。
 - （2）当該組合は、給配水施設事業に依拠した目的により設立された組織であること。
 - （3）当該組合は、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づき、「事業協同組合」としての設立認可を受け、法務局に法人登記された「管工事業協同組合」で法人登記の日から 2 年以上の活動実績があること。
 - （4）当該組合の所在地は田辺市内とし、当該組合の設立目的を達成するための活動拠点となる専用の事務所を設置し、かつ、事務員等 1 人以上を配置していること。
 - （5）当該組合は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく水道施設工事業及び管工事業の許可を持ち、田辺市の建設工事請負入札参加資格者として登録があること。
 - （6）当該組合は、田辺市域において災害等が発生した場合における応援に関し必要な事項を定め、水道施設の早期復旧を図ることを目的とした協定を田辺市と締結していること。
 - （7）新規参入を希望する当該組合にあっては、上記（1）～（6）を必須条件に、技術審査により、【別紙】 2 の I から IV に掲げる 4 業務委託に係る入札等選定要件を基礎的な判断基準に、総合的な視点で審査し、第 1 項（目的）を着実に達成できる高い技術力及び組織力を有していると判断した組合に限り、新規参入を認めることとする。

4. (入札等参加資格者の選定)

第2項(対象業務委託)に係る入札等の執行に当たっては、【別紙】のとおり、それぞれの業務委託ごとに「入札等選定要件」を定め、第1項(目的)を着実に達成できる入札等参加資格者を選定する。

5. (適用)

この選定基準は、平成28年11月1日から適用する。

【別紙】

水道関係（給配水施設事業）業務委託に係る 入札等参加資格者の選定等について（令和5年度から令和7年度）

田辺市

1. はじめに

田辺市では「給配水管等総合管理業務委託」、「量水器取替業務委託」、「田辺市上水事業検針業務委託」及び「夜間等市営住宅給排水管修繕等水回り修繕業務委託」の4業務委託については、組織力はもとより、経験値、熟練度等、総合的な力量を有する管工事業協同組合への発注が不可欠である。そのため当該4業務委託の発注に当たっては、以下のとおり、それぞれの業務委託ごとに入札等選定要件を定め、当該要件を全て満たしている管工事業協同組合を入札等参加資格者に選定し、当該入札等の具体的執行に努める。

※「入札等選定要件」、「入札等参加資格者」に係る注釈

ここにいう「入札等」とは、「競争入札」、「競争入札に準じた見積合わせ」、「随意契約」の総称をいう。「選定要件」とは、本市が発注する当該入札等への参加資格者を選定するための要件をいう。「参加資格者」とは、本市が、下記提出書類に基づく審査により、当該業務委託に係る入札等への参加資格のある者として選定した管工事業協同組合をいう。

2. 業務委託の入札等選定要件

I. 「給配水管等総合管理業務委託」に係る入札等選定要件

- (1) 別紙「水道関係（給配水施設事業）業務委託に係る管工事業協同組合の選定基準について」に記載の選定基準を全て満たしていること。
- (2) 当該組合は、10事業者以上で構成され、水道施設工事の施工実績があること。
この場合において、当該施工実績は、建設業法に基づく経営事項審査における完成工事高によるものとし、予定価格に応じて条件を設定する。
- (3) 当該組合又は当該組合員が雇用主或いは雇用主となる見込みの従業員等であり、かつ、以下の「配置技術者等」に基づく技術者等を最低限2班体制10人及び漏水初期対応業務2人の計12人の配置が可能であること。

○「配置技術者等」

以下のとおり1班5人構成で、**2班体制（10人）の確保が最低限の必須条件**

No.	配置技術者等	配置人数	備考
1	油圧ショベルオペレーター	1人	
2	運搬作業員	1人	
3	修理施工者	3人	
	合計	5人	

※各班には、それぞれ以下の有資格者がいること

- ・給水装置主任技術者 1人
- ・主任技術者（水道施設工事業の主任技術者になり得る資格を有する者）1人
- ・車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）1人

○「漏水初期対応業務」

業務体系が平日・夜間・休日の3通りであることから業務に係る技術者等を2人以上配置が可能であること。

(4) 当該入札等への参加を希望する管工事業協同組合にあつては、あらかじめ総務部契約課に、上記(1)、(2)及び(3)の要件を全て満たしていることを証明する以下の書類を提出すること。この場合において、当該書類の提出締切は、令和5年2月27日とする。

- ① 水道関係（給配水施設事業）業務委託参加申込書（別記【様式1】による）
- ② 法人格を証明する商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ③ 当該組合の役員及び組合員名簿
- ④ 上記(3)に基づく技術者等の雇用関係及び配置等を証明する書類
- ⑤ 経営規模等評価結果通知書
- ⑥ 各組合員の給水工事等の施工実績書（別記【様式2】による）
- ⑦ 災害時における協力に関する協定書の写し
- ⑧ 本市が指定するその他必要な書類

II. 「量水器取替業務委託」に係る入札等選定要件

(1) 別紙「水道関係（給配水施設事業）業務委託に係る管工事業協同組合の選定基準について」に記載の選定基準を全て満たしていること。

(2) 当該組合は、水道施設工事の施工実績があること。この場合において、当該施工実績は、建設業法に基づく経営事項審査における完成工事高によるものとし、予定価格に応じて条件を設定する。

(3) 当該組合又は当該組合員が雇用主又は雇用主となる見込みの従業員等であり、かつ、給水装置工事主任技術者1人を含む5人以上の配置が可能であること。

また、量水器取替えに伴う給水修繕業務については、作業に必要な有資格者の配置が可能であること。

(4) 当該入札等への参加を希望する管工事業協同組合にあつては、あらかじめ総務部契約課に、上記(1)、(2)及び(3)の要件を全て満たしていることを証明する以下の書類を提出すること。この場合において、当該書類の提出締切は、令和5年2月27日とする。

- ① 水道関係（給配水施設事業）業務委託参加申込書（別記【様式1】による）
- ② 法人格を証明する商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ③ 当該組合の役員及び組合員名簿
- ④ 上記(3)に基づく技術者等の雇用関係及び配置等を証明する書類
- ⑤ 経営規模等評価結果通知書
- ⑥ 各組合員の給水工事等の施工実績書（別記【様式2】による）
- ⑦ 災害時における協力に関する協定書の写し
- ⑧ 本市が指定するその他必要な書類

III. 「田辺市上水道事業検針業務委託」に係る入札等選定要件

(1) 別紙「水道関係（給配水施設事業）業務委託に係る管工事業協同組合の選定基準に

ついて」に記載の選定基準を全て満たしていること。

(2) 当該組合又は当該組合員が雇用主又は雇用主となる見込みの従業員等であり、かつ、当該業務委託に係る専従の事務員1人の配置及び、検針員8人から10人の配置が可能であること。また、競争入札等の執行方法を採用することにより契約相手方の変更が生じた場合においても、検針員の交代等、業務の引継ぎが円滑かつ迅速に行われる見込みがあると明確に判断できること。

(3) 当該入札等への参加を希望する管工事業協同組合にあつては、あらかじめ総務部契約課に、上記(1)及び(2)の要件を全て満たしていることを証明する以下の書類を提出すること。この場合において、当該書類の提出締切は、令和5年2月27日とする。

- ① 水道関係（給配水施設事業）業務委託参加申込書（別記【様式1】による）
- ② 法人格を証明する商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ③ 当該組合の役員及び組合員名簿
- ④ 上記(2)に基づく事務員及び検針員の雇用関係及び配置等を証明する書類
- ⑤ 各組合員の給水工事等の施工実績書（別記【様式2】による）
- ⑥ 災害時における協力に関する協定書の写し
- ⑦ 本市が指定するその他必要な書類

IV. 「夜間等市営住宅給排水管修繕等水回り修繕業務委託」に係る入札等選定要件

(1) 別紙「水道関係（給配水施設事業）業務委託に係る管工事業協同組合の選定基準について」に記載の選定基準を全て満たしていること。

(2) 当該入札等への参加を希望する管工事業協同組合にあつては、あらかじめ総務部契約課に、上記(1)の要件を全て満たしていることを証明する以下の書類を提出すること。この場合において、当該書類の提出締切は、令和5年2月27日とする。

- ① 水道関係（給配水施設事業）業務委託参加申込書（別記【様式1】による）
- ② 法人格を証明する商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ③ 当該組合の役員及び組合員名簿
- ④ 技術者等の雇用関係及び配置等を証明する書類
- ⑤ 各組合員の給水工事等の施工実績書（別記【様式2】による）
- ⑥ 災害時における協力に関する協定書の写し
- ⑦ 本市が指定するその他必要な書類

3. 入札等の執行方法

入札等の執行方法については、以下のとおりとする。

I. 当該参加申込書提出者が1組合の場合＝随意契約による。

II. 当該参加申込書提出者が2組合以上の場合＝競争入札又は競争入札に準じた見積り合わせによる。

III. 具体的入札等の執行担当は、それぞれの業務委託を所管する担当部署が行う。

別記【様式1】

業務担当課			
担 当	係 長	課 長	部 長

受 付 印

水道関係（給配水施設事業）業務委託参加申込書

令和 年 月 日	
田辺市長 宛て	
<p>田辺市発注の下記業務委託に参加したいので、「水道関係（給配水施設事業）業務委託に係る入札等参加資格者の選定等について」に基づき必要書類を添え、申し込みます。</p>	
申 込 者	住 所
	ふりがな
	商号又は 名 称
参加希望業務委託	1.
	2.
	3.
	4.
<p>添付書類一覧（該当の提出書類の番号を○で囲んでください。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法人格を証明する商業登記簿謄本 2. 当該組合の役員及び組合員名簿 3. 技術者等の雇用関係及び配置等を証明する書類 4. 経営規模等評価結果通知書 5. 各組合員の給水工事等の施工実績書 6. 災害時における協力に関する協定書の写し 7. 本市が指定するその他必要な書類 	

別記【様式2】

給水工事等の施工実績書

組合員の商号又は名称

発注者	元請又は 下請の別	施工場所	契約年月	業務内容
			年 月	
			年 月	
			年 月	
			年 月	
			年 月	
			年 月	
			年 月	
			年 月	
			年 月	
			年 月	
			年 月	
			年 月	
			年 月	
			年 月	
			年 月	
			年 月	
			年 月	
			年 月	
			年 月	
			年 月	

※ 直近2年間の実績を記入してください。